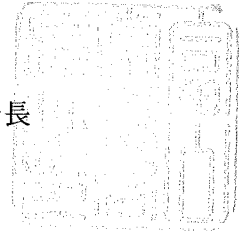


富労発基 0901 第 2 号  
平成 28 年 9 月 1 日

建設業労働災害防止協会富山県支部  
支部長 近藤 馬俊明 殿

富山労働局長



ストレスチェック制度の周知について（依頼）

初秋の候、益々御健勝のこととお慶び申し上げます。

また、日頃から労働災害防止など富山労働局の行政の推進につきまして、御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、ストレスチェック制度につきましては、平成 26 年 6 月に公布された労働安全衛生法により、平成 27 年 12 月 1 日から施行され、労働者数 50 人以上の事業場において、ストレスチェック制度の実施が義務づけられたところです（なお、労働者数 50 人未満の事業場については当分の間、努力義務となっています）。

近時の労働者の健康を巡る状況（全国）を見ますと、平成 27 年度の脳・心臓疾患の労災支給決定件数が 251 人、精神障害の労災支給決定件数が 472 人となっていること、勤務問題を原因・動機の一つとしている自殺者が約 2,200 人いること、近年我が国において過労死等がおおきな社会問題になっていることなど、職場におけるメンタルヘルス対策や過重労働による健康障害防止対策が重要な課題となっております。

このストレスチェック制度は、労働者の健康確保におけるメンタルヘルス対策のより一層の充実を図るための有用な対策として創設された制度で、一次予防（労働者のメンタルヘルス不調の未然防止）を主な目的とし、労働者自身のストレスへの気づきを促すとともに、ストレスの原因となる職場環境の改善につなげることを目的としています。

つきましては、貴団体における会員事業場への周知に関し、リーフレットの配付や貴機関誌への記事掲載等について、特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。



(参考) [ストレスチェック制度の主な内容・留意点は、次のとおりですので、ご参考として下さるようお願いします]

ストレスチェック制度の主な内容：ストレスチェック制度は、労働者の健康確保におけるメンタルヘルス対策のより一層の充実を図るために創設された制度で、一次予防（労働者のメンタルヘルス不調の未然防止）を主な目的とし、労働者自身のストレスへの気づきを促すとともに、ストレスの原因となる職場環境の改善につなげることを目的としています（メンタル不調者を探すための調査ではありません）。

### 1. ストレスチェックの実施

- ・ストレスチェックとは、事業者が労働者に対して行う心理的な負担の程度を把握するための検査を言います。
- ・常時使用する労働者に対して、年に1回、ストレスチェックを実施する必要があります。
- ・ストレスチェックの実施者となるのは、医師、保健師のほか、一定の研修を受けた看護師、精神保健福祉士です。
- ・ストレスチェックの調査票は、「仕事のストレス要因」、「心身のストレス反応」、「周囲のサポート」の3領域を全て含むものとしなければなりません。

### 2. 医師による面接指導の実施

- ・高ストレスと評価された労働者から申し出があったときは、医師による面接指導を行う必要があります。
- ・事業場は、面接指導の結果に基づき、医師の意見を勘案し、必要があると認めるときは、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮等、就業上の措置を講じる必要があります。

### 3. 労働者に対する不利益取扱いの防止等

- ・ストレスチェックの結果は直接本人に通知しなければなりません。また、ストレスチェックの結果を本人の同意なく事業者へ提供することは禁止されています。
- ・ストレスチェックを受けないこと、結果の提供に同意しないこと、面接指導を申し出ないこと等を理由として不利益な取り扱いをしてはいけません。

☆「ストレスチェック」実施促進のための助成金制度を活用しましょう。

常時使用する労働者数50人未満の事業場が、医師・保健師等によるストレスチェックを実施し、また、医師によるストレスチェック後の面接指導等を実施した場合、事業者が費用一部の助成を受けることができます。

☆働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」において情報を提供しています。ストレスチェック制度をはじめとするメンタルヘルス対策等、働く人のこころの健康に関する情報がインターネット（⇒<http://kokoro.mhlw.go.jp>）により提供されていますので、参考としてください。

[問合わせ先] 富山労働局健康安全課 TEL076-432-2731